

基礎医学委員会・臨床医学委員会・健康・生活科学委員会
 合同分科会の設置について

分科会名：医学分野の参照基準検討分科会

| | | |
|---|------------------------------------|--|
| 1 | 所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印をつける) | 基礎医学委員会 ○臨床医学委員会 健康・生活科学委員会 |
| 2 | 委員の構成 | 20名以内の会員又は連携会員 |
| 3 | 設置目的 | 日本学術会議は、平成24年8月に文部科学省高等教育局長から審議依頼「分野別質保証委員会」を設置した。各分野の参照基準の具体的内容については関連する分野別委員会で審議するとされているため、関連する3委員会（基礎医学委員会、臨床医学委員会、健康・生活科学委員会）合同で「医学分野の参照基準検討分科会」を設置する。 |
| 4 | 審議事項 | 医学分野における教育課程編成上の参照基準の検討に関すること。 |
| 5 | 設置期間 | 時限設置 平成25年5月31日～平成26年9月30日 常設 |
| 6 | 備考 | ※新規設置 |